

I ビジネス・エシックスの原理と展望

橋本 昭一

序

- 1 事例紹介
- 2 人間生活とビジネス・エシックス
- 3 ビジネス・エシックスと価値

序

すべての近代科学は哲学から分化したものであり、近代以前において人間生活は一体的に把握されていた。イギリスのケンブリッジ大学が自然科学と社会科学（moral science）のコースを独立のトライポス（学士号認定試験）として設けたのは1848年のことである。経済学のコースが独立するのは1903年。『国富論』の著者スミスの経済学は道徳哲学の一部をなすものであり、そこでは善とか正義という価値基準において経済行動や経済政策が考察されていた。ビジネス・エシックスという学問が専門のジャーナルを発刊したのは1970年代になってからであるが、20年代のアメリカではビジネス・エシックスがこの名称において一種のブームとなっており、経済学史において名を残している多くの有名教授がこの関連の著述をおこなっていた。¹⁾

一般には「ビジネス・エシックス（business ethics）」とは、1970年代に誕生したアメリカ起源の学問名称とされている。アメリカにおいてもビジネス・エシックスが研究対象として公的に「認証」されるのは1980年代に入ってからである。²⁾ 80年代に入ると、ビジネス・エシックス関係組織は数千人規模の会

員を擁するようになり、アメリカ全土では500以上の講座がビジネス・スクールを中心に開講されるようになり、4万人以上の受講生を集めるようになった。主要な大企業が「行動指針」を定めるようになった。そしてついに2002年にはビジネス・エシックス法（Sarbanes-Oxley Act）とでもいうべきものが制定された（Ferrell 2005, 11）。多くの国においては大きな企業不祥事が新しい法の制定を促し、その法の遵守（コンプライアンス）が、企業の社会的責任（CSR）の内実となる。もしその法が環境保全に関するものであれば、その部署を任された者がビジネス・エシックスの主体となる。法は通常罰則が明記されなければ厳守されない。法はまた相乗効果などについての科学的データが確定しない間は、具体的な基準を明記しないかたちで運営され、新たな不祥事の発生とともに細則が明記され、罰金額等の処分の内容が引き上げられてゆく。エンロン事件は、世界中の機関投資家のみならず投資信託などを購入していた一般投資家にも被害をもたらしたが、その中身を一言でいえば、旧態依然たる粉飾決算であった。ライブドアのケースもまた然り、利益計上できない項目を利益として計上する粉飾決算による株価吊り上げ、その株を担保にしての企業買収、グループ企業間での売り上げの操作、利益の仮名口座への送金、資金洗浄……。

いかなる行動指針を掲げても、各種社内操作が一元管理されていれば、内部告発もある段階までは困難である。二重帳簿が完全なら、山一証券のように、社長職に就いたものでさえ、その瞬間まで簿外債務の存在に気付かなかったということになる。そこで問題となるのは、第1にはビジネス・エシックスのエシックスの部分である。それと同じ程度に重要なのは、行動指針に明記された内容が、その企業の所有者（創業者一族）、大株主、一般株主、経営者、中間管理者、正規雇用の従業員およびパート、アルバイト、派遣社員を含む不正規の従業員、現業雇員への徹底と実践の機会の提供と内部・外部の評価の取り入れプロセスの方法であろう。コンプライアンスを「行動憲章」の中で、謳いあげても、実定法や慣行法からぎりぎり免罪される手法と口裏合わせが企業体質

として定着していれば、一般従業員は内部告発の意欲を殺がれてしまう。

企業の（利潤追求という）価値目標と行動指針に基づく日常的経営（上の理想）が絶えず齟齬を呈する場合には、企業内警察のような制度を導入しても、お雇い警察の目こぼしや買収という別のビジネス・エシックス違反行為を誘発するだけの奴隷工場となるであろう。あるいはすでにそのシステムが崩壊した社会主義社会の企業経営の失敗を再体験するだけであろう。

人間の価値意識はいかにして形成されるのか、組織運営のルールは如何にして最善の状態が保たれるのかが問われていることになる。特定のエシックスの組織構成員間での共有と持続あるいは時代の変化の中での発展を促す方途についての研究は、結果として「私的・個別的利益のみならず社会全体の利益をも導き出す」行動規範（ルール）の具体的提示を可能にする。

ハーシュマンは、「経済・社会・政治のどのようなシステムの下でも、個人や企業（business firms）³⁾、組織は一般に、効率的・合理的な行動や法律・規範に照らして正しい行動、あるいはその他機能的な行動から逸れやすいものである」と述べるとともに、政治学者やモラリストと違って、経済学者は「モラルに反する行動から個人を、違法行為から社会を、腐敗から政府を救い出す」ことにあまり関心を払ってこなかったのではないかと疑問を投げかける。なぜなら「経済学では、経済主体が完全で、逸脱なく合理的に行動しているか、あるいは少なくとも、経済主体の合理性の水準が不変であると想定」（Hirshman 1970, 1）してきたからである。ハーシュマンはさらに同じ箇所で、経済学者が患者（営利企業）の病理を静観することができたのは、モラリストが対象とする患者（個人）や政治学が対象とする患者（国家）と違って、競争経済下では合理的な資源の再配分というかたちで、衰退・腐敗した企業の成果は、他の健全な企業によって有効に再利用されるという楽観論があったからであると指摘する。このようなハーシュマンの発言などは、ビジネス・エシックスの大学の教科としての制度化に拍車をかけることになった。ただし、本稿では、経営や事業運営の構成員はまた家族や地域共同体の一員でもある面を強調している。

経済生活と社会生活あるいは文化生活や政治生活（筆者は人間生活をこの4つの局面でとらえることができると考えている）それぞれに参画する人間がそれぞれの生活領域の価値基準を使い分けているのは確かである。あるいは使い分けるように強制されているが、それらがまったく異質なものであるとは考えにくい。JALの機長が管制塔の指示の復唱を怠り、大事故につながるミスを犯したという「事件」が本稿執筆中に報道されているが、確かに事故の前例によって強化されたはずのコンプライアンス意識の形骸化は、ニュース・ヴァリユーはないものの、われわれの日常生活に絶えず再現されているものである。マニュアル遵守をやるうにもできない生産ノルマや労働慣行、あるいは社風といったものはなかなか改善できないものである。免罪符を売りつけようとは思わないが、法例通りのマニュアルを作成すればそれで良いというものではないことを、経営者や事業責任者は自覚すべきであろう。そして従業員や被雇用者は、マニュアルを指導し、行動憲章を作成した経営者や上司の行動を模倣する者である。それが日本人独自のものか、人類共通のものであるかは別の問題であるが、今あげた事例などは「人間性」に根ざしているものであるかも知れない。

すでに橋本（2006）でも紹介済みであるが、ビジネスの社会的責任を主として扱うジャーナル（*Business and Society Review*）が1972年に創刊される。創刊号にはサミュエルソン、エッチオーニ、ガルブレイスなどが執筆している。⁴⁾ ビジネス・スクールの学生向けに、ビジネス・エシックスをタイトルに掲げた数多くの教科書が出版され始めるのも1970年代半ば以降である。Ferrell, O. C（2005）やBeauchamp（2005）はその代表的なものであり、日本語文献でもよく引用されている。*Business and Professional Ethics*の創刊は1981年、*Business Ethics Quarterly*は1991年創刊である。

高（2003）なども指摘しているが、ビジネス・エシックスは、20年以上遅れて日本にも導入される。2003年以降のここ数年はビジネス・エシックスの名を掲げる各大学の研究チームによる刊行物がめだつ。日本経済団体連合会が、

2004年5月18日付けで定めた行動憲章などは、「CSRに対する日本企業の反応は異例なほど早かった」（平田 2005, 16）事例として紹介されている。

東洋経済新報社（2005）には749社のCSR基本対応、ガバナンス、雇用・人材活用、消費者・取引先対応、社会・地域、国際貢献、環境保護対策などが項目別に紹介されている。ガバナンスの項目では、企業倫理方針・企業の倫理行動規定、法令順守専任部署が、雇用・人材活用では、平均年齢や年間給与だけでなく、女性管理職や役員の数や比率も、アンケート形式であるが調査されている。松下電器産業などはこういったアンケートを待ち構えていたような報告を提出している。

その松下は、このアンケート調査中（2005年2～3月）に、人身事故につながる欠陥を抱え込んでいた。石油ヒーターの欠陥問題が露呈した。直接的対策費用として200億円が計上されている。欠陥の内容や取組の詳細については橋本（2006）にやや詳しく紹介しているが、回収がはかどらないというので、ついに2006年1月12日、全国全世帯4900万戸と事業所や宿泊施設1100万ヶ所、あわせて6000万通のハガキを発送することを決めた。確かに筆者の自宅にもそれらしき文書が送付されてきたが、松下本社が発送したものではなかった。

この調査表は全上場企業を含む3,799社へ送付されたが、回答は749社で回収率は19.2%にとどまっている。この調査を指導した人は、「多くの企業」が「調査票疲れ」現象を示していることや好意的な判断を示すとともに、それにもかかわらず回答数が700を超えたことをもって、「CSR、情報開示に対する企業の認識はここへきて急速に高まっている」（谷本 2005, 22）と評価している。

最近では、ビジネス・エシックスとかコンプライアンスという言葉自体の内容が大幅に拡大解釈されるようになってきている。ビジネス・エシックスの主体が営利企業に限定されていれば、その訳語としては「経営倫理」（例：山田 1995）とか「企業倫理」（例：高他 2003）も可能であろうが、ビジネス・エシックスの重要な課題であるコンプライアンス一つとりあげてみても、その主体は今日では営利的私企業のみ課せられているものとはいえなくなっている。橋本

(2006)では、ビジネス・エシックスが「経営（主体）の倫理」、「企業（経営者）の倫理」といった範囲を超えた概念として利用されている「事業実践上の倫理（基準）」であるといった定義を使い、多くの非私企業的組織・集団の行動規範の内容となっている点を強調した。ビジネス・エシックスという言葉が、今日では経営倫理とか企業倫理といった日本語が持つニュアンス以上のものを主体とし、対象としている。

欧米において、ビジネス・エシックスに関する多くの優れた教科書が、短期間に版を改めなければならなかった事情は何であろうか。単に紹介すべき事例の増加、既存の枠組みに収まらない企業不祥事の発生だけが原因ではないであろう。ビジネスという言葉で内包していた意味集合が、かつて経済倫理や職業倫理あるいは政治倫理と呼んでいた領域へ大きくはみ出てきた結果であるというのが、筆者の見解である。

マーシャルによれば、「『ビジネス』とは、それによって利益を受ける人から、直接的であれ、間接的であれ、支払いを受けることを期待して行われる、他人の欲求に応える提供行為（provision）」（Marshall 1890, 291）を意味する。ビジネスとは、各人が自分のために行う調達行為（provision）や、友情や家族愛から行う調達行為とは区別されるべきものである。マーシャルは未だ、チャンドラー（1977）が言う「近代企業」までを視野に入れているとはいえないが、生産・販売の大規模化による中間管理者層の拡大を考慮してビジネスマンの能力が生産規模や売上高に大きな影響を持つようになることを強調している。しかしマーシャルもまた、家族愛の育成に努力している人間が、ビジネスをやるがゆえに、それが不特定多数の顧客や消費者を相手にするものであっても、なお社会（家族）と経済行為者（マーシャルは「代表的企業」といった用語は用いるが「経済人」という用語は注意深く断固拒否している）は共通の価値理念に縛られていると考えている。パーソンズが目にしたのはまさにこの論点である。

パーソンズが特に注目したのが、飢餓線上から脱して、基本的な生活資材の

入手が国民一般にとって当然の権利とみなされるような経済の進化の中で、経済学は「欲望の科学」から「活動の科学」へと姿を変えてゆくという、経済の有機的な成長を経済理論の中に持ち込もうとする姿勢である。経済学を下賤な科学あるいは人々の人間性の向上を前提としない領域を扱う学問と捉えた点では、労働価値説を継承したJ.S.ミルも、彼を極端に批判したジェヴォンズも共通している。マーシャルが経済学を「高貴な科学」であることを説得するのに成功したからこそ、ケンブリッジ大学は経済学を正規の教育科目あるいは3年間を通じてその学問研究に紳士が携わるに値するという認定をくださった。

マーシャル経済学ではなく、新古典派経済学の展開の中で、ビジネス=私的企業という印象が強くなり、他方において、私的企業の不祥事の多発とともにビジネス・エシックスという言葉が利用されるようになったが、ビジネスという言葉はもともとあらゆる事業形態を含む取引業務全体を指していたのである。そしてマーシャルの場合は、経済の成長、進化とともに、ビジネスを担う人間の精神的・倫理的な健康さや強靭さは、全体としては向上しているはずのものであった。

確かに、資本主義の発展の歴史は、一部はマーシャルの予想どおり、大量生産・大量運搬（そして大量消費）を導いたが、他方で、マーシャルの楽観論がそのまま実現したとは判断できない側面を有している。しかし民主主義が有権者の層を拡大していく中で、すなわち政治的・社会的・文化的圧力が経済法則の自己拡張的な動きを牽制したからこそビジネス・エシックスという用語が学問が正当性を要求できるようになったのであろう。サムエルソン（1972）のジャーナル論文もそれゆえに、「経営者の特権の縮小」といったタイトルになっている。

このように考えるならば、筆者が「フリードマン命題」と名付けるものに対する評価の内容も簡明なものとなる。

ビジネス・エシックス論（者）が、立ち向かわなければならない一つの論点は、良き人間と良き企業人が並立できるかどうかという問題であった。これは

事実としてアメリカの成功した資本家にとっても重要な問題であった。19世紀末において、ハーバート・スペンサー（の社会進化論）は、事業によって大金持ちになったプロテスタントのアメリカ人（資本家）にとっての救世主であった逸話を Deane（1989）が皮肉たっぷり描いていることは橋本（2006）でも紹介した。そして筆者はフリードマンを現代のスペンサーであると評した。

フリードマン命題とは、「ビジネスの社会的責任は利潤を増やすことである」によって要約できる。Friedman（1970）は、株式会社のビジネスの「唯一のステークホルダーはストックホルダーである」と断言しているのである。

フリードマンが、「彼（経営者）は雇用者に対して直接の責任を負っている。その責任とは、法律の形態を取るものであれ、倫理的慣行の形態を取るものであれ、社会の基本的なルールに従いながら、できるだけ多くの金を稼ぎ出そうとする所有者の願いを適えるようにビジネスを運営することである。」（Friedman 1970, 51）もちろん人間として企業を離れれば、かの経営者として、家族に対して、あるいは社会や教会やクラブに対して責任を負うのは自由であり、その責任感から会社を辞める自由もある。兵役を拒否する権利もある。

ここには社会生活を行う個人と、経済生活（事業経営活動）の主体が、同一個人であることを認めながらも相対立する別個の価値基準にしたがうべきであるという論理が明確にうかがえる。

二つの（あるいは筆者の方法論によれば4つの）行動を行う人間が同一人物であれば、（自然、社会、時代の3つの）環境から制約と影響を受けながらもそれぞれの生活部面での行動には基礎的に共通の価値基準に従っているというのが、筆者のフリードマン命題に対する批判の要点である。

1 事例紹介

ビジネス・エシックスが問われる重大事件は、ほぼあらゆる産業分野において日常的に発生している。本論執筆時における重大事件は「中国製餃子による

食中毒事件」(2008年1月末以降)であるが、2月2日になると輸入子会社の親企業ということで、JT株の大量売却といった「インサイダー取引疑惑」までが随伴してきている気配である。

大事件が金融・証券の部門で発生すると一国の景気の動向をさえ左右するものになることは、ごく間近に生じ、2008年1月の段階では、その影響がどこまで拡大するかまだ確定的なことが言えないサブプライム事件を持ち出すまでもなく、わが国でも日本経済を代表するような企業の倒産や解散として経験済みである。重大なコンプライアンス違反による不祥事による大企業の倒産や解散は、経営者の不名誉な逮捕や退陣だけにとどまらず、多くの従業員の明日からの経済生活に影響を及ぼす。多くの善意のステークホルダーにも連鎖倒産や家計の破綻を引き起こす。それが輸送機械部門や電化製品やガス器具の欠陥隠蔽などのかたちで生じると重大な人身事故につながる。特定の症状を示す患者たちに一般的に投与・適用される薬品製造企業のビジネス・エシックスにかかわる事件としては、旧ミドリ十字社(現三菱ウェルファーマ)は、薬害肝炎を拡大させた血液製剤「フィブリノーゲン・ミドリ」を1964年6月に製造承認を受けたが、67年、承認審査が厳格になり、全品目について再評価審査を受けることになっていた。同社は、再評価審査をすり抜けるために「フィブリノーゲン・ミドリ」を「フィブリノゲン・ミドリ」と一文字だけ変えた名称に変更して、新規の医薬品扱いにした。そのため再評価審査を受けず、血液製剤から肝炎ウイルスに感染する危険性について、厳格な審査を受けないまま継続使用を認められつづけ、被害を広げた。厚生労働省は患者全員救済というかたちで決着(和解案の提示)を図った。前例とか慣行あるいはその後の各方面の影響や威信の失墜を覚悟した解決であるが、日本のビジネス・エシックスの浸透ぶりを示すものである。

日本で発生した事例については、ライブドア問題について橋本(2006)の中でやや詳しく解説したが、国民の多くが日々消費する食品について有名企業や老舗企業が関係した偽装が露呈した事件は2007年だけでも数多く、2007年の

「今年の漢字」に「偽」が選ばれたこととともに、人々の記憶からまだ消えていない。今日の日本を「食品偽装国家」と評したり、各官庁の不正などをも含めて「偽装国家」と表現する報道や論稿も出てきている。

食品を対象とした法律にはJAS法（農林水産省所管）、食品衛生法（厚生労働省所管）、不正競争防止法（経済産業省所管）、景品表示法（公正取引委員会所管）がある。JAS法は、原産地や消費期限などの正しい表示を義務づけている。食品衛生法は食品による衛生上の被害防止が目的で、消費期限や保存方法の表示を義務づけているが、消費期限や賞味期限、あるいは製造日明示などは、各種の事件を参考にしながら近年追加されたり修正されたりしている。これらの事件には極めて酷似した「症状」がある。まずは①企業トップの預かり知らない「現場の（社内規定で厳重に禁止されていた）判断」であったと釈明し、②後に会社ぐるみだったことが判明し、③そればかりか、長年の慣行となっていたことであることもかなり短期間に明らかになってゆく。不祥事は偶発的なものではなく、意図的なものであったケースが多い。さらに④同族経営の企業で多く発生していることも確認できる。最近数年は「隠ぺい」が発覚した後の影響を恐れ、自ら公表し自主回収する動きも広がり、新聞の社会面の過半が回収やお詫び公告で埋まる日も珍しくなくなっている。

牛ミンチに豚肉や鶏肉、果ては内臓肉まで混ぜていた食肉加工会社「ミートホープ」のトップは、自身の関与について言葉を濁していたが、記者会見現場で「社長が指示した」と工場長から反論されると、混入を指示したことを認めた。2年以内としていた偽装期間についても、かなり以前から日常的に行っていたと修正した。石屋製菓の「白い恋人」の場合も、当初は幹部の独断的判断だったと説明されたが、トップが了承していた事実が明らかになった。ペコちゃんで見られている不二家の期限切れ原料使用問題でも、発覚直後は、現場の裁量だとしていたが、トップは辞任会見で組織ぐるみだったことを認めざるを得なかった。赤福では同族のトップ二人が「現場が習慣的に行っていた」としていたが、企業トップの「売れ残りを出すな」との指示のもと、組織的に

行われていただけでなく、商品への表示記号によってどの商品が売れ残り商品の再出荷であるかもわかる仕組みが「整備」されていたことも判明した。船場吉兆の偽装でも全く同じパターンが繰り返されている。

「パート従業員が独断で表示シールを張り替えた」という弁解をもう誰も信用しなくなっていた。やがて本社から具体的な指示があったことが明らかになった。

こういった同族経営のコンプライアンスを隠ぺいするタイプではないが、2000年に表面化した雪印乳業や雪印食品の起こした不祥事は、上に述べた事例と異なり、超有名企業であり、かつ健康被害を受けた消費者が多数であったこともあり、一般にはまだ注目を浴びていなかった「ビジネス・エシックス」とか「コンプライアンス」という言葉が、全国紙やその他マスコミ媒体においても日常的に用いられる契機ともなった。社外取締役として従来の日本の慣行からは予想外の人が名を連ねることも21世紀では珍しいものではないが、雪印乳業の場合は、乳製品製造業界では老舗であり、いくつかの商品では全国シェア一位を誇る大企業であり、牛乳やバターやチーズではブランド力もあっただけに、招かれた社外重役の活躍や指導、それによる企業の体質改造努力もそれなりに評価されていた。

「雪印食中毒事件に係る厚生省・大阪市原因究明合同専門家会議」が同じ年の12月に公表した小崎（2000）によると、雪印乳業大阪工場製造の「低脂肪乳」等を原因とする食中毒事件は、2000年6月末に最初の届出がなされて以降、報告があった有症者数は14,780名に達した大規模食中毒事件であった。事件の概要や分析、原因究明などについては中尾（2005）などのまとめを参照することが可能である。

大阪市は、有症者の調査、大阪工場の立入検査等を実施し、当該工場製造の「低脂肪乳」について、6月28日に製造自粛、回収、事実の公表を指導し、6月29日に本事件の発生を公表、6月30日に回収を命令した。厚生省も7月1日に大阪市と合同で立入検査を行った。7月2日、大阪府立公衆衛生研究所が

「低脂肪乳」から黄色ブドウ球菌のエンテロトキシンA型を検出したことから、大阪市はこれを病因物質とする食中毒と断定し、大阪工場を営業禁止とした。7月2日以降、大阪府警が業務上過失傷害の疑いで捜査を開始していたが、8月18日に「低脂肪乳」等の原料に使用された北海道の同社大樹工場で4月の2日間に製造された脱脂粉乳からエンテロトキシンA型が検出された。これに基づき、北海道は、8月19日から同工場の調査を行い、8月23日に当該脱脂粉乳の製造に関連した停電の発生、生菌数に係る基準に違反する脱脂粉乳の使用、4月1日及び4月10日製造の脱脂粉乳の保存サンプルから原因菌を検出した。北海道は、大樹工場に対して食品衛生法を根拠に乳製品製造の営業禁止を命じるとともに、上記2日間に製造された脱脂粉乳について回収を命じた。1ヵ月後大樹工場は、停電事故対策を含む改善計画書を北海道に提出、10月13日に営業禁止命令を解除し、10月14日から操業が再開された。大阪工場の生産が停止後生産活動再開までに3ヵ月以上経過していた。同じ大樹工場の脱脂粉乳を利用した他の工場では、他のロットと混合利用された結果、菌が希釈され、被害届は事件性をもつものにはならなかった。しかし「事件の発生地」となった大阪市都島区所在の大阪工場は、事件後の2001年に閉鎖された。

この間、マスコミは大阪工場のずさんな衛生管理について、回収した紙パック入り牛乳をそのまま手作業でタンクに戻して再利用するなど、「内部通報」を利用しながら抜け駆け的な報道を行っていた。それにより雪印乳業の会社イメージや雪印というブランドに対する消費者の信頼は大きく揺らいだ。しかし事件の原因は大阪工場の衛生管理上の問題ではなく（問題がなかったわけではないが）、停電事故による細菌増殖可能性を察知しながら原料乳ないし中間生産物を廃棄しなかった北海道の工場に原因があった。ビジネス・エシックスに関連して中尾らが引き出した「教訓」は、5項目に整理されている。それらは食品産業だけに特有のものというより生産活動とりわけ大規模生産（個々の部門が専門化・マニュアル化され責任の範囲が細分化されている）に普遍的にあてはまるものである。その5点とは、（1）マニュアルが形骸化し、しばしば

わずかの誤差はなんの問題も具体的には引き起こさないために、マニュアルが守られない。とともにマニュアルに規定されていない想定外の事態に対応できない。そのため基準値外のものを出荷したり、停電というマニュアルの想定外の事態が発生した時、何の対応も取れなかった。(2) 時間の経過につれて、組織、職場内で基本的認識が薄らいでゆく。雪印の場合は、工場長や従業員たちの食品衛生の基本的な認識が欠如していた。JCOの臨界事故例でも、職場での原子核反応という基本的な認識が欠如あるいは薄らいでいた。基本的事項について、定期的に組織、職場内をリフレッシュし認識を高めておく必要がある。(3) 問題が生じた場合、担当部門では、責任逃れから事実が隠ぺいされる。対応策を練るが思い切った対応ができず、問題が大きくなる。(4) 経営に打撃を与える悪い情報は経営トップには伝わらない。情報断絶(特に減点主義で昇格昇給が決定される企業において)を防ぐ企業組織作りが重要。現場責任者が悪い情報を素直に経営トップに上げることが出来る組織。消費者問題等品質に関するすべての情報を共有共用する組織システムの構築。(5) 経営トップは常に危機管理意識をもち、問題や事故が発生した場合は、事実を隠ぺいせず、的確な情報公開、迅速な原因究明と早急な商品回収など対処を決断しなければならない(経営トップにしかできない)というものであった。⁵⁾ この最後の(5)に関連して、マスコミ取材に応じた社長発言は「流行語」ともなった。

しかし、森永乳業徳島工場が製造した缶入り粉ミルク(代用乳)「森永ドライミルク」の製造過程で用いられた添加物である工業用第二燐酸ソーダ中に不純物としてヒ素が含まれていたため、これを飲んだ13,000名の乳児がヒ素中毒になり、130名以上の中毒による死亡者が出た、いわゆる森永ヒ素ミルク事件の時代との比較では、生産者の社会的責任に対する姿勢も、被害者である消費者の責任追及の姿勢にも大きな変化を読み取ることができる。

森永乳業は1953年頃から乳製品の溶解度を高めるために、安価であるという理由で工業用のヒ素を触媒にして作られた化合物を粉ミルクに添加していた。

当時の乳幼児被害者は、生存していればすでに50歳を超えているが、現在も脳性麻痺、知的発達障害、てんかん、脳波異常、精神疾患等の重複障害に苦しみ、手足の動かない身体をかがめ、皿に注がれたお茶を舐めるように飲むなどの日常を強いられているそうである。ミルクを飲ませた自責の念で、今なお精神的に苦しんでいる被害者の親も多い。その親たちは50年以上の時の経過の中で雪印乳業事件の成り行きをマスコミ報道等で知らされていたことになる。

1956年当時の厚生省の発表によると、ヒ素の摂取による中毒症状(神経障害、臓器障害など)が出た被害者の数は、12,344人で、うち死亡者130名と言われているが、これ以上の患者が発生したことは確実である。消費者の権利が確立されていない時期でもあり、満足の行く救済措置がされない患者は多かった。森永側が原因をミルク中のヒ素化合物と認めたのは、発生から15年経過した1970年の裁判中のことである。その際、森永側は、第二リン酸ソーダの納入業者を信用していたので、自分たちに注意義務はないと主張していた(納入業者はまさか食品に工業用の薬品を使用するとは思わなかったという)。しかし後に、国鉄仙台鉄道管理局がボイラー用の「洗剤」として、森永と同様、日本軽金属が生成した第二リン酸ソーダを使っていたにもかかわらず、使用前の品質検査でヒ素を検出し返品していた事実が明らかとなった。「食品」としての品質検査が必要ないと主張していた森永の態度は厳しく指弾され、森永製品のボイコット運動が発生した。当時、森永は乳製品の売り上げでは明治乳業、雪印乳業をしのぐ企業であったが、裁判が長期化したこともありイメージダウンは拭いきれずシェアを大きく落とした。本稿執筆中に森永製菓の700人の従業員が働く工場見学に参加してみたが、見学者に対するエアーシャワーなどは、かなり形式的であった。⁶⁾

2 人間生活とビジネス・エシックス

経済 (economy)⁷⁾ という言葉は通常は経済行為ないし経済生活を意味する。経済行為の集合としての経済生活は人間生活の一部である。ロビンソン・クルーソーのように、経済生活は単独でも行われるが、通常は集団的に営まれる。集団的生活を複数の人との関係集合と捉えても、何らかの目的をもった相互行為と考えても、集団生活は社会生活と同義である。集団生活の単位は個人であるだけでなく複数の構成員からなる組織団体 (企業や法人) もまた単位となりうる。そして経済生活も社会生活の一部である。しばしば目にするのは、人間生活を経済生活、社会生活、政治生活、文化生活の4つに分類するものである。

「経済的・政治的・社会的・文化的な要因」によってある時代、ある地域、ある制度、ある民族を特徴づけようとする議論を目にすることは決して稀ではない。経済学の文献においても、「心理的」「社会的」「政治的」といった表現で登場することはパーソンズの指摘するとおりである (Parsons & Smelser 1956, 1, 訳3)⁸⁾。歴史学において中世と近代を区分する原理は、絶対 (君主) 主義という政治原理と重商主義という経済 (政策) 原理であるが、蒸気機関の利用による工場制機械工業の展開 (産業革命ないし工業化) や市民革命 (民衆議会の優先性の確保) がヨーロッパに現れると、前期近代と (固有の) 近代が区分されるようになる。しかし近代は政治制度と経済制度だけで特徴付けられるものではない。ルネッサンスや宗教改革という文化的現象や家父長制の崩壊 (身分制社会から市民社会あるいは契約による社会への転換) もまた近代への重要な契機とされる⁹⁾。近代芸術は今やギリシャ彫刻の復活ではなく、神話に登場する神々や聖人や王や偉人ではない市井の市民や職人や農民を対象とする芸術を、宮殿や神殿や教会を飾るものではなく、市民の小さな家の壁を飾るものへの転換を意味するし、近代文学は民衆の言葉で綴るものを意味するのでは

なく、民衆の家父長制的制約からの解放を、やがては宗教的呪縛からの解放を意味する言葉になった。近代音楽もまた同じように、宮廷音楽との対比で表現される場合が多い。このような場合は、文化生活には、人間生活の内、経済・政治・社会の諸生活に含まれないものが一切含財含まれることになる。あるいは取り上げられているテーマが教育であれば、文化からは教育がはずされ、医療問題であれば、医学関連事象がはずされることになる。

他方で「文化」もまた、リッケルトのように¹⁰⁾ それを「自然」との対比で捉えようとする立場からすれば、人間行為あるいはそれに思惟活動まで含めるなら人間行動の集合は文化生活ということになる。リッケルトは、『文化科学与自然科学』（初版1898）の中で、「自然と文化なる語は一義的ではない」と述べつつも、「自然はひとりでに発生したもの」であるのに対し、文化は「価値を認められたもろもろの目的に従って行動する人間によって直接に生産されたもの」であるという。したがって観察されるべき「文化客体からあらゆる価値を剥がしてしまえば、文化客体も単なる自然となる」。かくしてリッケルトは「自然は意義を離れた、単に知覚的な、非了解的存在であるが、文化は意義に充ちた、了解的存在」であるという有名なテーゼに到達する。しかしながら今日の人間は、宇宙船地球号内部の複雑な生態系のみならず、銀河系宇宙の複雑かつ精緻な相互依存関係の中で人間「文化」が営まれている事実を知らされている。人間社会の「了解」のためには、地球環境と生物との共存体系を前もって了解しておかねばならない。もはや自然を価値と無縁な存在とはいえなくなっているのである。自然（界）の「権利」（擁護）のために、人間の権利（人権）の無限性は否定されつつある。

さらにマルクスの唯物史観からすれば、人間の娯楽や慰安あるいは結婚や出産もまた経済生活として捉えられ、統治や支配従属あるいは対立闘争までが経済現象とみなされる。経済生活に強く支配・規制されながら法生活とイデオロギー生活が別に展開することになる。パーソンズもまたマーシャル（Alfred Marshall, 1842~1924）を引き合いに出しつつ、社会と経済との関係について

であるが、「社会はある意味で経済の部分であって、その単位たる個人あるいは集合体はすべて、経済に参加 (*participate*) している」(Parsons & Smelser 1956, 14, 訳24) と述べる。地縁・血縁を基礎にして成り立つ社会諸関係もまたごくわずかな拡張を示すと統治や政治的支配システムが自然発生する。水田稲作文化には闘争がなかったとする20世紀末に登場する縄文文化論(安田(2003))であっても家長・族長のような統治システムまで否定はしないであろう。

経済生活、政治生活、社会生活、文化生活と呼ぶ代わりに、簡単に人間行動を経済・政治、社会、文化の4部面ないし局面に分けるにしても、「社会」という用語は特別の意味を持つ。すなわち人間は、なによりもアリストテレスがいうところの「社会的存在」(=共同体内存在)であり、人間生活は、学問的な考察対象とする場合はもちろん、集団生活(複数の人との関係集合)として営まれるものである。孤島で一人生き延びて暮らすロビンソン・クルーソーでさえ、神に祈り、父親の忠告に従わなかったことを悔い、難破船に残された火薬や銃の取り扱い方をすでに本国における社会生活の中で習得していたし、その社会的分業の中では専門に携わったことのない農民や大工や牧畜業者あるいは縫製工の作業を思い起こしながら、生活設計を打ち立て実行してゆき、とりわけフライデーとの「社会」生活を喜んでいる。そのような思い出や願望としてのもも含む複数の人間関係(夫婦関係や親子関係から始まって組織の一員として参加する種々の上下関係・同僚関係・取引関係、あるいは個人的能力や関心を通じて、あるいは売買関係を通じて、顔も名前も知らない生産者や消費者との間に無意識の内につながる関係に至るまで)を「社会」と定義するならば、経済生活も政治生活も文化的生活もすべて社会生活の一部である。であれば、人間の4つの生活部面は同格のものではないことになる。「人類はみな兄弟である」といった言葉が標語として用いられるが、社会を以上のように定義するなら、「赤の他人」は滅多には存在しないことになる。キリスト教徒とユダヤ教徒とイスラム教徒は激しく対立し、死闘を繰り返してきたが、彼等は共に、アブラハムの息子たちを自らの祖先としているのである。このような事実

までを敢えて文章化することなく、マックス・ウェーバーとならぶドイツ歴史学派の新リーダーであったゾンバルトは、「社会学が人間の共同生活についての科学であり、他方、経済が人間の共同生活行為であるならば、まさに経済学は社会学である」（Sombart 1930, 11）と述べる。

ここまでにおいて筆者が主張したいのは、個々の人間行為は心理学の研究対象となりうるとともに、経済（学）的な観点からも、政治や文化や社会諸科学の観点からも観察可能であるという点である。政治という言葉がある程度限定された意味合いで用いられる場合は、一国の支配統治機構を形成する諸機関や諸制度の決定メカニズムとそこに関わっている個人や組織の形態や構造を指す。

しかし国政や議会制度を構成する人々や団体の間でも社会生活や経済生活が展開される。あるいは囲碁や将棋やゴルフあるいは絵画同好会のような文化生活も営まれている。それらの間の行為規準としての価値を使い分け得たとしても共有する部分を排除することができない。経済主体としての企業内部でも、かつての日本は会社主義という言葉が流布されたように、家族生活の倫理や論理や心情・道徳が持ち込まれたが、事例で紹介したような食品業界での不祥事は、企業独自の論理や価値基準の中へ家族とか同族といった社会生活の価値が混入したことが原因のと考えられている。このような場合公私混同などと言われる。

実は家族生活の中にも公私の区分はありうるであろう。家族生活という人間生活にもまた政治的要素と文化的要素、そして衣食住のための資財調達行為としての経済生活が含まれているのである。

公的生活はこの場合、家族・親族相互間でのみ許されている連帯意識を前提としない外部の人との交際や交渉、契約に係る生活を指しているのであり、公文書偽造といった政治生活上法的に規制されている生活をかならずしも意味しない。経済と政治の区分原理、社会と文化の区分原理、あるいは経済行為と社会行為との区分は個々の人間にとって通常はそれほど意識されないし、いかな

る科学用語を用いても定義しつくすことはできない。

ビジネス・エシックスを論じる場合に、この視点は必要である。現実のその時、その地において展開される人間生活の政治的な側面での機能している価値意識とまったく異なるビジネス・エシックスが存在することはあり得ない。家族生活あるいは社会生活一般を律している現実の価値（real value）は、ビジネス・エシックスの制度化によって影響を受けると表現できるが、同時に人々の日常生活で緩やかに黙認されている逸脱行為は、明文化されたビジネス・エシックスの順守という点にも影響を与える。抱き合わせ販売や公共事業における談合は、ビジネス・エシックス違反行為で公正取引委員会が罰則や罰金を強化・高額化させて取り締まろうとしているけれど、一向に無くならない。それは日本人の公私区分意識が他の国民・民族より弱いからであろうか。エシックスは、教育や啓蒙によって向上してゆくものであるが、人々の日常的な道徳感と大きく乖離したものであれば遵守されることはない。

したがって企業不祥事を人々に伝える機関もまた、しばしば不祥事を引き起こすのであり、ニュース番組や新聞記事においてキャスターや記者とともに悲憤慷慨する私的個人もまた家族生活の政治的・経済的・文化的生活局面において、さらには家族生活そのものの中で不祥事の当事者となる。子育ては民事であり、義務教育機関への通学強制などといった限定的な面でしか公権力の介入は許されない社会であっても、家族内の養育・介護義務などは政治化せざるを得なくなっているのが現代の特徴である。社会保障政策がそうであるように政治もまた課税対象の選択と税率の決定において、密接に経済的選択に関わっている。どのような生活が政治生活であり、政治学の課題になるか、そのような生活が経済生活であり、経済学の対象になるか、種々の定義を学史的に紹介することはできても、必ずや異議を唱える人がでてくるが、ともかく人間生活はいくつかの局面に分解されているのは事実であり、それを政治・経済・社会・文化の4つに分けるのが一般的であり、確定はできないがそれぞれに境界を定めて専門的営為が行われている。本稿では、その上で、人々が意識的にはそれ

それぞれの社会的役割分担において、その領域で支配的あるいは一般的とみなす論理や倫理を想定して行動しつつも、それらの倫理や道徳あるいは慣行がまったく異質な価値基準の上に成り立っているとはみなしえないことを、パーソンズの社会システム論を応用して主張した。

したがって人間生活のすべてをあたかも経済生活が土台となって描写することも、政治の論理でもって描くことも不可能ではないし、パーソンズのように経済行動を社会行動の一般理論の下位体系として描くことも間違いではないと考える。さらに切り分けられた経済行動がその下位システムとして政治や社会を内包していると筆者なりの応用を試みた。

最後に残る課題は、各種のビジネス・エシックス論が事例分析において導入する価値基準の比較評価である。比較評価が新しい新法規（コンプライアンスの対象）制定の出発点となっているが、例えば経済のグローバル化のための規制緩和といった基準によって、市場以外での株式取引や株式分割を制度化した瞬間にライブドア事件のような不祥事が発生しているし、サブプライム事件が発生しているとすれば、あるいは温暖化阻止といった緊急の環境規制が、自由な企業活動の維持というビジネス・エシックスの名において実現不可能であれば、人間生活に大きな影響を与える価値がどのようなかたちで形成されるかを問う方がより緊急のものとなる。パーソンズのAGIL図式におけるLの部分では、既存の価値パターンの維持と新しく勃興してくる価値との対立緊張を処理する局面が、あらゆる相互行為に絡み合ってくるが、人々が意識するかしないかは問わずあらゆる行動の前提となっている（それを前提とするような働きかけを、筆者はIの部門が行うと理解しているが、その主役が家庭生活、あるいは経済行動の単位として企業をとらえるなら、企業が行う新人歓迎パーティとか社員（従業員）旅行などである。日本の場合であればアフターファイブの上司との飲み会なども含まれる）既存の価値はいかなる性質を有しているか、なぜ対立価値が育ってくるかを考察する必要がある。

これまでの議論の延長線上での帰結であるが、筆者は基礎社会と呼ばれると

ころで維持しようとされている価値もまた自然発生的なものではなく、経済や政治のシステムと関連付けられるものではあるが、すくなくともそれは飲み会で伝達されようとしている価値と異質のものではないということになる。

3 ビジネス・エシックスと価値

倫理学は、倫理基準としての真の価値について語ることをやめ、過去において善とみなされたものが何であったかを語る学説研究に変貌したといわれるようになってから久しいが、そうは言いながらも種々の修正や追加条件を付されながらもいまなお功利主義とよばれる基準は有力である。しかし功利が量的な評価ではなく質的な基準を導入して利用される限り、かなり抽象度の高い水準にとどまらざるを得ない。ある種の善を共有することを求めず、各自が幸せと感じる目標に向かって生活することを容認せざるを得なくなり、少なくとも私は美をもって生活目標にいたしますと一方的に宣言する個人主義ではビジネス・エシックスの制度化は不可能である。

この点に関して橋本（2006）で語ったことを乗り越えるだけの蓄積は筆者にはない。そこでも述べたように、ビジネスの主体は人間である。ビジネスが人間の組織体として運営され、それを企業と呼ぶなら、企業もまた社会である。しかし有限責任制度をとった株式会社に人格を認めることはできない。そこで、企業の社会的責任を考えるなら、プリンシパルから委託を受けたエージェント（企業経営者ばかりか個々の従業員までを含む）には、株主への利益還元以上のものを善とする論理が必要となる。

フリードマン命題に対するアンチテーゼは、企業の社会的責任論であり、そのための出発点は、企業活動には、実はその点では大衆的政治政党の活動も同じなのだが、数多くの、事実上数えだすことが不可能なほどのステークホルダーが存在するということである。全体社会が国境によって区切られていれば数えることができるかもしれないが、中国やアメリカにおける企業活動、政治活

動は、日本のそれに大きな影響を持つことを、人々は観念的ではなく事実として体験的に知っている。中国餃子による中毒の真の原因、メタミドホスの混入過程は、「最終報告書」が出てはいないけれども、日本人が摂取する食料の60パーセント以上が外国に依存している事実や、石油や木綿などにおいてはそれ以上を外国に依存している事実からも、人々はできれば国家的ではなく世界的に共通の価値を持ちたいと願っている。

簡単に筆者の「価値論」を復唱するなら次のようになる。

価値は、何をもって善とするかよりも前の、好き嫌いの感覚的表出をも含むものである。それは意識である。それを、人間の環境に対する応答（リスポンス）と定義する。意識は*tabula rasa*ではない。人間は文字を利用するようになって善悪の判断をみずから行うようになった。オゾン層が地球の環境を保持するものであるという認識をルソーやロマン主義者ハイネやベジタリアンを最初に名乗った人物は持つことができなかった。しかしそれでも少なくとも数十年前までは、自然の変化は100年単位では観察不可能であった。宇宙船地球号と呼ばれるようになって30年が経過したが、人類が地上に誕生した700万年以降の自然環境の変化を見る場合は、1万年の単位が必要であった。銀河系宇宙の有り様の変化まで観察するには光年の単位さえ用意する必要がある。それは人祖から継承されてきたものであるが、啓蒙期自然法思想的発想を回避するために、ジェインズ（1990）の議論を援用させてもらう。ジェインズによれば、技術的な伝授よりは価値の創造と伝達のために人々は文字を使い出した。¹¹⁾ その時期は紀元前1000年、今から3000年前である。この議論を援用すれば価値の歴史はかなり新しい。日本でいえば縄文中期位が始期であるが、その時期人々は相当量の土器製作を開始していたが、文字の利用という点では縄文期の人々（ある人の推計では50万人ほど）は、価値を持っていなかったことになる。その時期の人間は、ジェインズの言葉を借用すれば、神の定めたルールに従って生活していたことになる。もちろん本能的な対応と親から子への感覚的・遺伝子的伝授はあったであろうが、価値という意識が人間独自のものとすれ

ば、鳴き声や叫び声で意思の疎通を図る段階では価値は存在しなかった。時期的には定かでないが、人間の価値の創造行為が始まる。価値は環境に対するリ spons となって現れる。ここでいう環境とは人間の意識の対象である。人間自身、あるいは自分自身もまた意識の対象である。

人間生活を便宜的に4つの部面に分けたように、環境もまたその属性によっていくつかに分けることができる。人間の3次元的存在性に対応して、環境は3つのものに分類可能である。すなわち①自然環境、②歴史環境、③社会環境とに。先祖伝来の地が有している地理的自然環境は3000年間ほぼ不変であったが、火山の爆発や大洪水や河川の水路の変更、森林伐採による水資源の枯渇、あるいは温暖化や寒冷化といった気象的・地形的自然環境は数百年単位で変動している可能性が高い。それによって主食は獣肉から貝や栗に変化するかも知れない。人類はそういったリ spons を行うことによって複雑な価値対応を行うようになる。パーソンズにならってこのように各環境もまた細分可能であると考え。すなわち非常に長期間にわたって意識なしリ spons の様式が固定されているものと、かなり短い期間に変化してゆくものと、その中間にあるものである。自然環境の場合であると、地理的環境の大変化（アトランティス大陸の水没、大氷河期の到来）は価値をもった人類が現れてからはない。それゆえにこれをベースと呼ぼう。自然の環境変化で有史以来でも数百年に一度の変化が古代文明の興亡におおきな影響を与えているのは周知の事実である。

これをハードと呼ぼう。冷害とか飢饉といった天候不順による主要作物の極端な不作とか大地震はより短い間隔で、そこに住む人々の自然観を変えてゆく。それを気象的自然と呼び、ソフトと呼ぼう。そうすると自然環境は、地理的自然環境、地形的自然環境、気象的自然環境の3つのものにわけることができるが、それぞれを変化の周期の長短にしたがってベース・ハード・ソフトと特徴づけることできる。湖や川が干上がったために、あるいは鉞脈が尽きたために、あるいは食料となる動物が絶滅したために、人々が離散して荒蕪地になったがやがて他のものを生存手段とする他の民族が住み着き過去の伝統や歴史

が抹殺されるということも人類史では稀ではない。地形的自然環境と呼んだ環境にはそういった自然資源や生活資料の変化も含む呼称にしたいが、こういった変化はハードの変化である場合とソフト（数十年のみ採掘可能な金鉱近くの人々の価値形成）の場合とがあるので地形的自然環境と呼んでおく。

単位周期は異なる（千年王国を夢見た人は少なくないが、社会の制度で1000年間単一の呼称で呼ばれるようなものは存在しない。）が、社会環境にもベース・ハード・ソフトを区別することが可能である。人間の環境への反応は、まずは当然ながら自然環境に対する反応の中で育成されてゆくが、しかし意識的な社会生活の継続の中で、とりわけ政治的な権力闘争の中で、いくつかの特徴をもった社会・政治・文化システム（簡単にそれを社会システムと呼ぼう）が確立されてゆき、新しく自己形成をおこなう（＝社会学的な意味で社会化してゆく）人間にとっては、個人を取り巻く既存の社会システムもまた環境となつてゆく。この環境を社会環境と呼ぼう。人間の価値（意識）は、対自然関係のなかで育成されるが、対人関係のなかで強制されるものでもある。現代の大規模企業は原材料の調達・生産設備・雇用従業員・販売先がグローバル化しており、それぞれについて複数の国の法規と慣行下に置かれているがために、複数のビジネス・エシックスに対応していかなければならない。外国公務員に対する賄賂の支払いを厳しく禁じている国があるが、その法令を順守していれば該当国にその企業の工場が存在すること自体不可能である場合もあろう。そういった個々の事例に目をつむるなら、現代のビジネス・エシックスは、対自然環境においても、最近ではさらにこの言葉は社会環境向けにも「持続可能性 sustainability」という一語で語るできるようになっている感がある。確かに、この用語は石油資源枯渇問題が緊急問題と意識された1970年代初頭から利用されはじめたものである。すでに紹介したように1972年創刊のジャーナルではこの言葉が創刊号掲載論文の中にたびたび登場している。1970年に大阪で開催された万国博覧会のテーマは「人類の進歩と調和」であったが、90年代以降は「進歩」とか「成長」という言葉は影をひそめ、「共生」が合言葉的に用

いられていたが、21世紀になると俄然「持続可能性」である。この言葉も日本で紹介され始めた頃は「永続的」といった訳語が選ばれていた。高度成長に代わる安定成長が経済政策の目標に掲げられる時代であったがゆえに、「永続的」成長が含意されていたのである。

「共生」という言葉は、自然の支配・制御・加工が善であるという価値観を否定するものであるとともに、それが主張される時代が「成長至上主義」であり、環境破壊行為が繰り返されていた事実を告白するものになっている。したがって資本主義勃興期における（中世的秩序破壊過程での）、「自然に還れ」（ルソー主義）の復興と似てはいるが、根底にある自然観が異なる。ビジネス・エシックスが生み出す規範もまた、このような人間の自然環境に対する価値意識の変化と無縁ではない。自然は脅威であり、これを支配するのが人間の権利であり、義務であるという平均的な人間が飢餓状態にあった価値意識は捨てられ、オゾン層の破壊や地球の温暖化を招いた経済活動の抑制が世界的規模で主張されている。現世代の人類は次の世代の人類に生存可能な自然環境を残せないのではないかという問題が提示されている。生産活動のために費消される石炭と石油あるいは生産活動によって排出される二酸化炭素やフロンガスが（自然）環境悪化の唯一無二の原因であれば、ビッグ・ビジネスの形態を取り、それらを代償無く外部処理に任せようとする企業活動の一部また全部を強制排除することを善とする倫理観も生まれてくる。公害除去費用の支出に音を上げた企業が、そういう規制がない国に直接投資をして費用節約を計るとなるとそれは不公正な競争を行っていることになる。国内法のコンプライアンスだけでは、その企業のビジネス・エシックスの達成や実行を評価できなくなる。

人間の価値意識の形成に関与する環境は、自然と社会だけではない。多くの国では（日本も例外ではないが異様ではある）人々は基礎教育機関において、自分が生まれた国が豊かな輝かしい歴史をもった国であると教えられる。他の国家、民族に過大な犠牲を強いた側面は政府も家族も多くの場合歴史学者も触れたがらない。家族史の中における偉大な祖先の業績を、親が子に語って聞か

せるということは日本では例外的になっているが、人々が教えられた歴史あるいは観光や遠足で訪れた名所旧跡、あるいはまた歴史教科書や偉人伝から大きな影響を受けていることも事実である。年間の民衆行事や無理やり参加させられた通過儀礼なども歴史環境の中にくみいれてもよいと考えている。

教科書の著者たちが受ける資料的・政治的制約条件や著者たちの偏見により歴史は絶えず再評価されるべき運命にあるが、人間個人の新たな価値判断が歴史的環境から大きな影響を受けることは確かである。宗教（行事・教義）とか習俗とか伝統行事とか使用言語が内に凝固させている価値は、時には国民性とか民族性に換言させられるが、ほとんどすべての人がその影響から免れることが出来ないものである。企業はかつて going - concern と呼ばれることがあったが、ビジネス・エシックスといったことが強調される以前から、日本の場合だと創業者や中興者が定めたものであるが、社訓といったかたちで従業員が毎朝朗読することが義務付けられた場合もあり、企業のパフォーマンスの向上を促すものであるとともに、社風として息づいていることもある。あるいはそれがあだとなって社業の転換ができず淘汰されていった場合もあるであろう。今や会社としての企業はM&Aなどが当然視される時代においては、going - concern とはいえなくなっている。大株主の構成が刻々と変化し、かつ株主の発言力が法的に強化され、個々の小売形態や需要される商品内容や製造法や内製化される部品の変化がめまぐるしい時代には多くの家訓や社訓は、大胆な読み替えが必要になっている。

自然環境に対する人間のレスポンスがイデアリズムとマテリアリズムの間をさまようように（唯物論的価値観と観念論的価値観との間と表現することも可能である）、人間の歴史環境に対するレスポンスはトラディショナリズムとエヴォリュショナリズムの間をさまようことになる。歴史的に見れば多くの王朝や政権は創立者、創設者、革命家の言説を原理主義的に守ろうとして時代の変化に適応できなくなり退場してゆく、あるいは打倒され排除されてゆく。その意味では、人間と組織はトラディショナリズムに陥りがちである。技術変化め

まぐるしく、必需品であった商品が簡単に新商品にその席をゆずるような時代の中で、明瞭な綱領をもった政党や厳しい家訓の実行を旨としてきた企業が生き残るのは容易ではない。

自然環境がかつては1万年の単位でその変化が記録されたとすれば、歴史認識が最近では数十年単位で変化しているとはいえ、人々や企業の行動に大きな影響を与えるような歴史環境の変化は、例えば主要な燃料が炭から石炭、石炭から石油へ変化してゆく程度の間隔であろう。日本の場合だと明治維新によって、人々の行動指針となる歴史環境は大きく変化するが、それに比することが出来る変化は第2次大戦の終結まで、約80年を擁している。その後大衆消費時代の到来、情報化（経済のサービス化）、グローバル化など人々の歴史認識の変更を迫る現象がいくつも生じており、また事実多くの人、多くの企業は生活目標や生産活動の目標を大きく軌道修正しているのも事実であるが、私有財産制と民主主義という基本的な経済と政治の意思決定にかかわる価値理念に変化がないので、旧石器時代の日本での存在が否定されようが、富本銭が本邦初の流通通貨であるといった歴史の書き換え、再書き換えがあっても「大転換」とまではいえない。ただレグローバル化の進展の中で、情報公開やグローバルスタンダードの先陣争いや人権擁護あるいはコンプライアンスなどについて企業が独自に自主的に行動基準を定め始めたのは大きな変化であろう。東横ホテル事件や最近の官製談合事例が示すように、コンプライアンス一つとっても、企業活動停止といった強い、即時の罰則が適用されない部面での企業の対応は一般化していないというべきであろうが、しかし雪印食品や尼崎アスベスト問題の事例や松下電器の最近の事例を見る限り、チソ水俣病事件の時代と比較すれば質的に大きな変化を認めることも可能である。歴史環境は5年、10年では変化しない。

一日の生活が終わればそれは歴史である。この表現もレトリックとしては成り立つ。しかし普通に歴史とは過去のことである。今語ろうとする領域、分野において主役たちの大半が表舞台から退場しており、資料の多くが、個人情報

保護の対象から外されている過去の人間活動の集合とその解釈や説明が歴史であろう。もちろん数十年に及ぶ王朝や王の支配が存在から抹殺されることもあれば、存在していたはずの人物や制度が、歴史解釈によって、過去ないし直近にでっち上げられたものであることが判明したりすることも珍しくない。あるいはその存在が強く疑問視されていた王朝や制度や人物が、実は本当に存在したことが証明されることにより歴史の教科書が書き換えられることも決してないことではない。そういう流動性と、なにより社会環境との比較で、歴史環境をハードな価値と呼ぶことにする。

社会環境については、(ネオ)リベラリズムとコミュニタリアニズムの相克が存在する。国内的には、「会社主義」の終焉が明瞭に観察可能である。ここで会社主義と呼ぶものは具体的には、終身雇用制度・(賃金と職階の)年功序列制度・企業内組合制度・株主を無視した社長独裁制度(社内監査の形骸化)・総会屋対策総務(部長)の存在・結婚退職・職種別採用などの男女不均等雇用制度・企業健保/年金制度を意味させることが可能だが、他にも社内慰安旅行補助・運動会、社宅、社用車(タクシー・チケット)、社員割引、社内貯金、従業員持株制度、社員食堂補助、配偶者・扶養手当、OBクラブ、(ゴルフ・リゾートホテル等の)法人会員権、保養所、社員バッジ、社歌、朝礼、創業者墓参会、私的飲食の交際費処理、上司・取引先への中元・歳暮の贈答などの制度をも含むものである。このような制度が全部揃っていれば、社長ないし上司に対する異議申し立てや内部通告など不可能である。

しかしながら人々の社会環境は絶えず変動する。企業に所属しても転勤や担当部署の変更、左遷や昇進による給与額や手当ての減額や増加は日常生活パターンの変更をもたらす。それはまたビジネス・エシックスの実践や適用にも影響を与える。バブルの崩壊と税制改革、M&Aやグローバル化などによって企業を取り巻く社会環境は刻々と変化している。とくに外国人の社長や女性の上司が珍しくなくなることによるビジネスマンの意識変化は大きい。

そこで社会環境をソフトの環境と呼ぶならば、人も企業も、ベース、ハー

ド、ソフトの環境から抜け出すことは不可能である。というより人間の自己実現活動はこのような環境群の中でとりおこなわれるのである。3つの環境それぞれが、また内部に相対的なベース・ハード・ソフトの分割を可能とする「下位体系」を包み込んでいる。賃金構成を例にとれば、基本給や固定給はベースであり、通勤手当、住居手当、配偶者手当等はハードに、ボーナスの変動部分や業績給や出来高給はソフトと呼ぶべき性質を持っている。

歴史的環境のベースは、①民族性（民族分布）、ハードは②支配的宗教・道徳（分布）、ソフトは③国家・政治制度が分類可能である。インドネシアにおける味の素原料表示欺瞞事件などは、進出した地域での支配的宗教に対する敬意を払わなかった典型的な事例である。社会的環境としては①国際関係、②身分・階級構造、③支配的政治・経済・文化思想が分類される。企業の活動にとってこれらは外生的な要因である。これらの環境の中で、企業はいくつかの要因を利用して生産活動を営むが、どれ一つとして無視することはできない。企業の雇用や立地や生産のシステムに影響を与える制度的要因は、外生的要因に影響を受けた、①家族制度、地域制度、市民の制度、②勤労意欲、技術の導入性向、業種転換の意欲、③ tradeの制度、employmentの制度、entitlementと課税制度である。これもまたそれぞれ企業が左右できないベースとハードとソフトの要因からなっており、それぞれがまた内部に3つの性質に区分できる因子を抱え込んでいる。その上で企業は資金と用地や資材を調達して生産設備と各種の資本を準備する。そのさいには、①所有権（不動産・動産）、処分権・相続制度、②金融・信用制度、大規模施設（資本）調達慣行、技術開発制度（特許）、工場用地、③原材料、燃料（エネルギー）、中間生産物（在庫）などが顕在的ないし潜在的に抱え込んでいる価値と対面しなければならない。さらに企業は人を雇用しなければならない。①CEO・CFO・その他の経営幹部、②購買・販売・労務管理者、③技術者、営業マン、現場労働者（ルーティン・ワーカー）、それぞれの専門職や労働者の雇用は、内部昇進のかたちを取る場合であれ、縁故採用の場合であれ、特定の基準が適用され、さらに細分化された慣

行と規制をもった労働市場に需要者として参入しなければならない。

それぞれの与件が、それぞれ個別の価値とエシックスを内包している。そのどれかだけを偏重したり、どれかをまったく無視したりしたかたちでの「行動憲章」は実行不可能である。

本文の中にいくつかの最近の事例を挙げたが、これらもまたこのような多元的な価値構造の中で具体的に評価していきたいと考えている。スミスは『道徳情操論』の中で、倫理体系は、個々人のさまざまな社会関係のなかから自然的プロセスを通じて形成されるとしている。個人はみずからの行動に対して他人がどのような反応を示すかを観察することにより、自分の行動が適宜であるか不適宜であるかを判断する。それを繰り返しているうちに社会的な合意が形成される。その結果個人にも社会にも利益となる行動パターンの是認が生じるとスミスは考えている。この場合は「社会関係」で何が意味されているかにも依存するが、本稿では社会的環境のみならず自然的環境や歴史的環境（これはスミスの「社会関係」に組み込むことは可能であろう）をも配慮すべきことを強調している。その含意は、3つの源泉からかならずしも一義的な価値が生じるのではなく、現実には、化合することなく混在のまま価値現象が現れることが多く、したがって合意形成もそう簡単ではない。

強調したいことは、くりかえしではあるが、人間行動を促すのも縛るのも価値である。企業もまた一つの社会集団としてこれらの価値決定要因から逃れることはできない。これらに適合するかたちでしかビジネス・エシックスはあり得ない。もちろん現在の人々の行動を制約している価値、とりわけ各環境におけるベースの要因によって決まるかに見える価値基準が、グローバル化、IT化、大規模化した現代企業に求められるものと有機的・統合的に結び付けられるかどうかは確定的ではない。民族主義や宗派的原理主義の強い環境のなかで、グローバル化を急ぐことは多くの人々の反感を買い、法規制は名目的なものになってしまう。

価値規範は、今日では人々が想像している以上に迅速に変化してゆく。建前

であったはずの規範が、わずかの時間差で社会的制裁をともなう強制力に姿を変えてゆく。JR西日本の事故、ライブドア、雪印乳業、いずれの場合も「合理的」手法によって利益を追求してきた結果、それが合理的でも効率的でもなかったことを示す結果となった。

実はもう1節、最近のアメリカで刊行されたビジネス・エシックス教本の中身を紹介して、以上のような価値論からの評価を下したかったが、資料の整理が不十分のため書くことができなかった。これについて別稿を用意したい。

注 記

- 1) このことを知ったのは佐藤（2006）においてである。同氏をお招きして公開セミナーの名で、2007年1月29日関西大学において勉強会を開催したが、何故にブームとなり、やがて30年代において忘れ去られてゆくのかについて同氏も断定的な解答は持ちではないようであった。30年代はジョン・ロビンソンやチェンバレンの名を出すまでもなく、独占理論あるいは独占禁止政策に多くの人々が関心を持っており、同時に大不況期のなかで人々はケインズのマクロ経済学へ関心を移してゆく。時代の環境の変化の中で各学問領域の中心テーマも激しく変動してゆくのは事実である。佐藤方宣（2006）によると、1920年代のアメリカの実業界では「倫理コード」ブームが生じていたそうであり、1924年には倫理コードについて300以上の事例を紹介する文献も出版されていたことについては橋本（2006）でも触れた。
- 2) 1920年代のアメリカにおける「倫理コード」ブームがその後、大不況や第2次大戦前後どのようなかたちで「沙汰閣」になったのか、アメリカにおける現代のビジネス・エシックス関係教科書がその根源を1970年代後半以降に求めるのかについて筆者は目下「情報不足」である。
- 3) *business firm* という用語で、ハーシュマンは単に営利企業のみを意味させようとはしていない。
- 4) *Business and Society Review* Number 1の目次から主な執筆者の論文タイトルを紹介しておく。A Business and Society Review Interview, Milton Friedman Responds; Paul Samuelson, The Businessman's Shrinking Prerogatives; Amitai Etzioni, The Untapped Potential of the "Third Sector"; J.Kenneth Galbraith, The Emerging Public Corporation; Milton Moskowitz, Choosing Socially Responsible Stocks これらの論文は1970年代初頭にかかれたものであるが、*cooperate social responsibility* という用語はすでに頻出している。当然ながらGNP至上主義への批判も登場する。

- 5) 大阪工場の衛生管理状況についても調査報告書は細かな点を可能な限り厳密にチェックしている。貯乳タンク内の温度管理では、タンク内の乳温を7℃以下で保存し、48時間以内に使用する旨の基準が総合衛生管理製造過程の申請書類に記載されていたが、回収乳タンクについては記載されていなかった。あるいは逆止弁については、中性洗剤でブラシを用いて手洗浄し、水または温水で濯ぐこととしており、洗浄結果については「清掃洗浄点検計画表」に記載されるが、6月の「清掃洗浄点検計画表」では、実施頻度が週1回であるにもかかわらず最長で21日間洗浄されていなかった逆止弁もあったことが報告されている。これらは例として引用しただけであり、調査書は詳細な検証結果を数多く数え上げている。中毒の直接的原因をもとめるものはないが、雪印乳業が大企業としてそれなりの衛生基準を作成しながらも、それを細かくチェックする態勢を用意していなかったことを批判するもになっている。調査報告書の下した結論（の一部）を紹介しておく。「雪印乳業（株）大阪工場の調査の結果、6月に同工場で使用された脱脂粉乳のうち同社大樹工場で製造された脱脂粉乳の特定のロットからのみエンテロトキシンA型が検出され、当該ロットの脱脂粉乳が「低脂肪乳」、「のむヨーグルト毎日骨太」及び「のむヨーグルトナチュラル」に使用されたことが確認又は推定されたことから、本脱脂粉乳が本食中毒の原因であったと判断される。同社大樹工場の調査の結果、4月10日製造の脱脂粉乳製造時に再利用された4月1日製造の脱脂粉乳の製造過程において発生した停電の際に、生乳中又は製造ラインに滞留したライン乳中に由来する黄色ブドウ球菌が増殖し、エンテロトキシンA型を産生したと考えられる。」調査書は最後に「類似の食中毒事例の再発を防止するため、衛生基準の策定、HACCPの導入等の措置を講ずることが必要と考えられる」としている。すでに紹介したように「衛生基準の策定」とするよりも、策定された基準の従業員への徹底やおおざりな実施状況の食い止め策を強調すべきではなかったかという印象を持つ。
- 6) 工場見学の日時は2008年2月8日。エアシャワーに対する感想は、同じ時間にルームに入った専門外の一般参加者たちの共通に印象であり、科学的な裏付けをとまなうものではない。
- 7) 英語のeconomyには節約という価値ニュアンスの方があるのも事実である。
- 8) 「経済学が社会生活の一つの主要な「側面」をあつかう科学である」としてそれではどんな側面があるのか。そもそも経済的側面とは何か、どのように規定されるかを問うのがパーソンズの社会システム論の出発点であった。
- 9) 「近代」と経済学の分類概念としてかつては頻繁に用いられた「近代経済学」との関係については橋本（1989）の第1章を、歴史区分原理としての「近代」概念の曖昧さについては山本（1992）を参照。
- 10) この問題について筆者は橋本（2004）で考察する機会があった。それとの関係で『広辞

- 苑』第6版(2008)がcultureの訳語としての「文化」の定義を補充したことを告げておこう。これまでは「人間が学習によって社会から修得した生活の仕方の総称。衣食住を初め技術・学問・芸術・道徳・宗教などの物心両面にわたる生活形成の様式と内容を含む」と解説していたが、ハンチントンの「文明＝文化集合」論の批判を考慮したのか、「文明とはほぼ同義に用いられることが多いが、西洋では人間の精神的な生活にかかわるものを文化と呼び、技術的発展のニュアンスが強い文明と区別する。」という解説を書き加えている。
- 11) もちろんジェインズ(1990)は、こんな記述をしているわけではない。それどころか文字を使い出してもなおしばらく、人間は独自の価値判断を下す段階には達していないというのがジェインズの見解である。

参考文献

- Beauchamp, Tom L./Norman E. Bowie ed. 2004. *Ethical Theory and Business* 7th ed., New Jersey: Pearson.
- Chandler, Alfred D.Jr. 1977. *The Visible Hand: The Managerial Revolution in American Business*, Cambridge: Harvard University Press.
- 鳥羽欽一郎／小林袈裟治訳『経営者の時代：アメリカ産業における近代企業の成立』東洋経済新報社, 1993 [1979].
- Deane, Phyllis 1989. *The State and the Economic System*, Oxford: Oxford University Press.
橋本昭一監修訳 フィリス・ディーン『経済認識の歩み：国家と経済システム』名古屋大学出版, 1995.
- Ferrell, O.C./John Fraedrich /Linda Ferrell 2005. *Business Ethics: Ethical Decision Making and Cases* 6th ed., Boston & New York (Houghton Mifflin Company).
- Friedman, Milton 1970. The Social responsibility of business is to increase its profits, reprinted in Beauchamp. 2004.
- Grace, Damian/Stephen Cohen. 2005. *Business Ethics: Problems and Cases* 3rd ed. Oxford: Oxford University Press.
- 橋本昭一, 1991. 「『近代経済学』教育の制度化—イギリス・ケンブリッジ大学を中心に—」『経済学教育』10. 1-11.
- 橋本昭一, 1997. 「価値意識の次元」『経済システムと価値意識』関西大学経済・政治研究所「研究双書」103, 1-66.
- 橋本昭一, 2004. 「文化と文明」『ノートルダム教育』第3号, 15-37.
- 橋本昭一, 2006. 「ビジネス・エシックスの諸相」『ビジネス・エシックスの諸相』関西大学経済・政治研究所「研究双書」142, 1-40.

- 平田雅彦, 2005. 『企業倫理とは何か：石田梅岩に学ぶCSRの精神』 PHP新書.
- Hirschman, Albert O. 1970. *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*. Cambridge: Harvard University Press. 矢野修一訳『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退の反応』 ミネルヴァ書房, 2005.
- Hodgson, Geoffrey M. 1988. *Economics and Institution: A Manifesto for a Modern Institutional Economics* London: Polity Press. 八木紀一郎・橋本昭一他訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版, 1997.
- Jaynes, Julian 1990. *The Origin of Consciousness in the Breakdown of the Bicameral Mind* – Houghton Mifflin, 柴田裕之訳『神々の沈黙：意識の誕生と文明の興亡』紀伊國屋書店, 2005.
- Marshall, Alfred 1961 [1920]. *Principles of Economics*, 9th (variorum) edition with annotations by G.W. Guillebaud, vol.1, London: Macmillan and Co. Limited. 馬場啓之助訳『経済学原理』全4巻 東洋経済新報社, 1965~1967. 永澤越郎訳『経済学原理』全4巻 岩波ブックセンター信山社, 1985. 大塚金之助訳『経済学原理』全4巻 改造社, 1928.
- Mill, John Stuart 1848. *Principles of Political Economy*, edited with an introduction W.J. Ashley 1926, London: Longmans, Green and Co. Ltd.
- 中尾政之, 2005. 「雪印乳業の乳製品による集団食中毒事件【2000年6月27日～7月上旬、関西一円】」科学技術振興機構『失敗知識データベース—失敗百選』<http://shippaijst.go.jp> (公開年はデータ公開年)
- 小崎俊司(座長)他, 2000. 『雪印乳業食中毒事件の原因究明調査結果について—低脂肪乳等による黄色ブドウ球菌エンテロトキシンA型食中毒の原因について—(最終報告)』厚生労働省HP.
- Parsons, Talcott & Neil J.Smelser 1956. *Economy and Society; A Study in the Integration of Economic and Social Theory*, London:Routledge and Kegan Paul Ltd. 富永健一訳『経済と社会』I・II 岩波書店, 1958.
- 佐藤方宣, 2006. 「1920年代アメリカの“ビジネス・エシックス” —「倫理コード」をめぐる動向とその時代的評価—」『経済学史研究』47-2.
- 塩原俊彦, 2003. 『ビジネス・エシックス』講談社現代新書.
- 高巖/T・ドナルドソン, 2003. 『ビジネス・エシックス—企業の社会的責任と倫理法令遵守マネジメント・システム 新版』文眞堂.
- 谷本寛治, 2005. 「日本企業の社会的責任と新しいデータベース—CSRの新次元へ—」東洋経済新報社, 2005 所収.

東洋経済新報社, 2005. 『CSR企業総覧 2006』Data Bankシリーズ10.

Smith, Adam 1776. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*,

R.H.Campbell and A.S. Skinner (ed.) 1979, 2 vols, Indianapolis : Liberty Fund 水田洋監

訳 杉山忠平訳 (2000, 2001) 『国富論』全4巻 岩波文庫.

Sombart, Werner 1930. *Nationalökonomie und Soziologie*. Jena: Gustav Fisher.

Vanberg, Viker J. 2001. *The Constitution of Markets*, London: Routledge.

安田喜徳, 2003. 『古代日本のルーツ長江文明の謎』青春出版社.

山田経三, 1995. 『経営倫理と組織・リーダーシップ』明石書店.

山本雅男, 1992. 『ヨーロッパ「近代」の終焉』講談社.

